

商品概要説明書

退職金限定定期貯金

(令和3年4月1日現在)

商品名	・退職金限定定期貯金（愛称：ネクストステージ定期貯金） 〈「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」で組入れます〉
ご利用いただける方 （右記の条件をすべて満たす方）	①退職金お受け取り後2年以内である個人の方（新規預入に限ります） ②資産運用のお考えについてのアンケートにお答えいただける方 ※ご契約の際、退職所得の源泉徴収票または退職金受取口座のお通帳等をご提示ください。
期間	・1年の定型方式 ・自動継続（元金継続または元利金継続）での取扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ①スーパー定期貯金＜単利型＞は1契約300万円以上退職金受取金額まで ②大口定期貯金は1契約につき1,000万円以上退職金受取金額まで ※ただし①、②共に上限は3,000万円以内となります。 また、セレサ資産運用プラン定期貯金＜退職金・相続資金コース＞の定期貯金と投資信託のお申込み総額と合計して退職金受取額を超えないものとし ます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の適用利率を満期日まで適用します。 「スーパー定期貯金＜単利型＞」の場合…適用利率 0.123% 「大口定期貯金」の場合…適用利率 0.123% ・自動継続後の適用金利は、原則として「スーパー定期貯金＜単利型＞」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・スーパー定期貯金＜単利型＞はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。ただし、350万円を超える金額に対しては分離課税の扱いとします。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）「スーパー定期貯金＜単利型＞」の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% （2）「大口定期貯金」の場合 ①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。 ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

	<p>① 次の預入期間に応じた利率</p> <p>A 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>B 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>② 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>(注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p>
満期時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日までに継続を停止する申し出がない場合には、満期日に当初預入期間で自動継続します。自動継続の場合、継続後は初回適用金利は適用されず、「スーパー定期貯金<単利型>」または「大口定期貯金」の1年ものの店頭表示金利にて自動継続します。 自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は、解約または書替継続をした日における普通貯金利率により計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室(電話:044-877-2186)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAセレサ川崎

令和3年4月改正版